

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	御殿場市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長 若林 洋平

公表日

平成27年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法第4条・第17条第1項・第18条第1, 2項・第19条の2・施行規則第4条の2第1～5号・御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則に従い、各種健診・検診の市民からの検診の希望をとり、検診実施時期に合わせて受診票の発行・送付を行っている。また、健康教育、健康相談、訪問指導等も行っている。</p> <p>御殿場市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①各種検診実施時の受診希望者への受診票の通知 ②御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則に基づく世帯課税非課税情報、生活保護情報、後期高齢者資格情報の把握 ③受診票再発行事務における個人番号等を利用した本人確認 ④健康教育、健康相談、訪問指導等の通知及び実施</p>
③システムの名称	健康かるて・(Acrocity)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル・市民税課税非課税ファイル・生活保護情報ファイル・後期高齢者医療制度資格情報ファイル・住民健康情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)第9条別表第一の76の項 (平成25年5月31日法律第27号) 健康増進法第4条・第17条第1項・第18条第1, 2項・19条の2 健康増進法施行規則第4条の2第1～5号 御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長	健康推進課長 瀬戸 進吾
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

